

(5) 鳥取県西部広域行政管理組合桜の苑 火葬場使用料 の改定について

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場(桜の苑)使用料は、平成8年度以降据え置かれてきましたが、供用開始から25年が経過し、施設維持経費の増加に伴い平成29年4月1日から改定されます。

記

区 分			単 位	使用料			
				圏域内居住者(*)		圏域外居住者	
				改定前	改定後	改定前	改定後
火 葬	死 体	大人	1 体	8,000 円	12,000 円	45,000 円	49,000 円
		小人	1 体	5,000 円	7,000 円	27,000 円	29,000 円
	死産児		1 胎	3,000 円	4,000 円	20,000 円	21,000 円
	改葬遺骨		1 体	2,000 円	3,000 円	17,000 円	18,000 円
霊安室	死 体		24 時 間	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
	死産児			5,000 円	7,000 円	10,000 円	12,000 円

*「圏域内居住者」とは、死亡時の住所が伯耆町、米子市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町のいずれかであった方です。

【問い合わせ先】

○住民課 担当：伊藤 ひろみ
電話：68-3115 FAX：68-3866

Mail：juumin-k@houki-town.jp

○桜の苑

米子市長砂町1066番地

電話：35-3344 FAX：35-3345